

児童虐待死亡事例検証報告書
(令和3年2月 宮古島市心中未遂による2児死亡事例)

令和6年8月

沖縄県社会福祉審議会
児童福祉専門分科会 審査部会

目 次

1	検証の目的と法令上の位置付け	1
2	検証の方法	1
3	概 要	2
4	経 緯	4
5	背景・要因	9
6	問題点・課題点	9
7	再発防止に向けた提言	10

<資料>

- 1 沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会開催経過
- 2 沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会委員名簿

1 検証の目的と法令上の位置付け

「児童虐待の防止等に関する法律」第4条第5項において、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体双方に分析の責務が規定されている。検証の対象は、心中を含めて虐待による死亡事例のすべてを検証の対象とすることが望ましいと考えられている。また、死亡に至らない事例であっても検証が必要と認められる事例については、併せて対象とすることとされている。

本検証は、児童虐待死亡事例を検証することにより、類似事例の再発防止、児童虐待の早期発見、適切な対応のあり方等を検討し、児童虐待防止体制の充実・強化を図ることを目的とする。

なお、本検証は、特定の組織や個人の責任の有無を追及するものではない。

2 検証の方法

検証の組織は、その客観性を担保するため、「沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会」の委員により検証を行う。

審査部会は、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づき、当該児童虐待死亡例について、事実の把握を行い、発生原因の分析、検証を行い、必要な再発防止策を検討することとしている。具体的には、事務局から事例に関する情報提供、関係機関等から提出された資料をもとに情報の収集及び整理を行うとともに事実関係を明らかにし、発生原因の分析等を行う。さらに、分析結果に基づき、再発防止に必要な提言を行う。

また、プライバシー保護の観点から、会議（審査部会）は非公開とした。ただし、審議の概要及び提言を含む報告書は、沖縄県及び国（こども家庭庁）に報告し、公表する。

3 概 要

(1) 事件の概要

概 要：当時5歳及び3歳の男児2人（以下「本件兄弟」という。）を母親が殺害した事案（以下「本件事案」という。）である。

発生日時：令和3年2月7日（日）（母親が110番通報）

発生場所：陸上自衛隊宮古島駐屯地内宿舎

発覚の状況：

- 令和3年2月7日、母親自ら110番通報し、駆けつけた宮古島警察署員により殺人の疑いで緊急逮捕。
- 令和4年2月8日、第1回公判
- 令和4年2月9日、第2回公判
- 令和4年2月10日、第3回公判
- 令和4年2月14日、第4回公判
- 令和4年2月24日、那覇地方裁判所において、無罪判決。

判決理由として「被告人は、自閉スペクトラム症の特性があり、犯行時は抑うつ障害を併発していたなどとした精神鑑定の結果を踏まえ、長男の些細な言動からこどもたちと自身の将来を悲観した」と指摘。

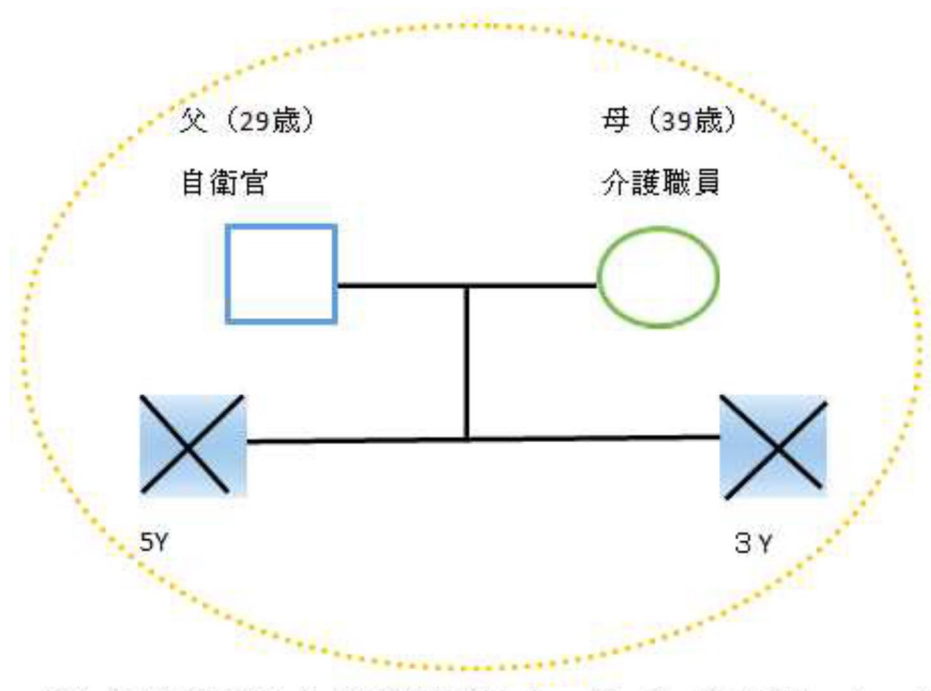
「ベルトやロープでの絞殺行為は、愛情をもって子らを養育していた被告人の人格と大きく乖離した極めて異常なものとし、無理心中への病的な衝動性に支配された。」と認定した。

その上で「被告人が殺害行為時、抑うつ障害による病的な衝動性の高まりで行動制御能力を失い、心神喪失の状態にあったとの合理的な疑いが残る。」として無罪を言い渡した。

(2) 家族構成（事件発生当時）

- ・父 29歳 自衛官
- ・母 39歳 介護職員
- ・長男 5歳 こども園
- ・次男 3歳 こども園（長男と同じ）

[ジェノグラム]



(3) 本件事案に係る関係機関の関わり

○管轄児童相談所

本件事案は、宮古島市における発生事案であることから、当該地区を管轄する沖縄県中央児童相談所（宮古分室）の所管となる。

本件事案に係る家庭については、沖縄県中央児童相談所における過去の相談歴などはなく関連情報もない。なお、コザ児童相談所においても同じ。

○沖縄県警察本部

沖縄県が警察本部に対し、本件事案に関し事案発生前に警察の関与の有無と関連する情報につき協力を依頼したところ、警察として事件前に一切の情報、関与がなかったことを確認した。なお、捜査情報は現在まで提供されていない。

○宮古島市関係機関

(健康センター、発達障がい児支援室、こども園、児童家庭課、教育委員会)

【宮古島市関係機関が把握していた情報】

<本件兄弟登園の状況>

- ・令和3年1月28日（木）コロナウイルス感染者急増に伴う登園自粛要請。
- ・令和3年1月29日（金）本件兄弟最終登園日。

<家族の状況>

- ・父親は自衛官のため転勤あり。
- ・父親・母親双方とも島外出身者。
- ・事件発生当時、父親は、1月末まで県外で勤務し2月には帰県していたが、コロナ感染予防のため家族とは別居していた。
- ・本件児童2人には発達面に特性があり、市や教育委員会・こども園などに相談があった。
- ・次男は言葉の後れや落ち着きのなさ等、長男は令和4年4月から小学校の知的支援学級への入学が決まっていた。
- ・児童虐待の情報はいずれの機関からもなかった。

4 経 緯

※ 本件事例において、事件発生前に関与のあった行政機関は宮古島市関係機関のみであることからその対応を以下のとおり整理した。

年月日	家族の状況	宮古島市の関係機関における対応状況				
		保健センター	発達障がい児支援室	こども園	児童家庭課	教育委員会
H30.10.24	○本件兄弟の保育園事前申請があった。※転入前の市から郵送で申込				○本件兄弟の保育園事前申請受付（郵送）	
H31.3.16	○■■市より宮古島市へ転入 ※転入前の■■市からの情報提供は特になし。					
H31.4				○本件兄弟、こども園通園開始		
R2.2.14		○父親より、次男（当時2歳半）の言葉の後れについて保健センターへ電話相談あり				
R2.2.21		○地区担当保健師より父親へ架電。（状				

年月日	家族の状況	宮古島市の関係機関における対応状況				
		保健センター	発達障がい児支援室	こども園	児童家庭課	教育委員会
		況把握と次男の言葉の相談事業の面談調整のため)				
R2. 3. 5		○地区担当保健師より父親へ架電（面談日の時間調整のため） ○障がい福祉課の心理士へ、心理相談依頼。				
R2. 3. 11		○次男の言葉の件で、障がい福祉課心理士が自宅訪問。(母親と本件兄弟在宅)。 ○訪問時、母親より長男の件について「園の担任より、長男は忘れ物が多いこと、理解力について」などの話がでていたとのこと。				
R2. 4		○地区担当保健師より父親へ架電。次男の言葉の相談事業案内連絡を入れるが、応答無し。				
R2. 4. 15		○地区担当保健師より父親へ架電、4月の言葉の相談事業が、コロナの影響で5月へ延期になったことを伝える。				

年月日	家族の状況	宮古島市の関係機関における対応状況				
		保健センター	発達障がい児支援室	こども園	児童家庭課	教育委員会
R2. 5. 12				○同園より、市教育委員会へ長男の特別支援教育に係る知能検査実施依頼		○同園より、市教育委員会へ長男の特別支援教育に係る知能検査実施依頼受
R2. 5. 13					○児童虐待防止推進に関するパンフレットを宿舎へポスティング (転入転出が多いため、5月に実施)	
R2. 5. 15		○地区担当保健師より父親へ架電。5/20の次男の言葉の相談事業案内。				
R2. 5. 20		○言葉の相談事業に次男と母親が来所。言語聴覚士と面談。3歳半健診で、言葉の確認予定となっていた。 (R3. 3月3歳半健診対象)				
R2. 6. 2				○同園から障がい福祉課心理士へ巡回訪問依頼(本件兄弟を含む複数の園児)		
R2. 6. 10						○長男の知能検査実施
R2. 6. 24						○保護者面談知能検査の結果説明
R2. 8. 3				○就学支援(知的支援)		○就学支援(知的支援)

年月日	家族の状況	宮古島市の関係機関における対応状況				
		保健センター	発達障がい児支援室	こども園	児童家庭課	教育委員会
				級) 申請の書類を保護者がこども園に提出		級) 申請の書類を保護者がこども園に提出
R2. 9. 16			○次男の巡回相談で、支援室心理士と作業療法士がこども園訪問			
R2. 10. 16						○就学支援に係る保護者面談実施
R2. 10. 30						○教育支援委員会判定会議 判定結果：知的支援級
R2. 11. 11						○判定結果通知
R2. 12	○長男は、特別支援学校への入学の話がでていたが、母親は普通学級を希望					
R2. 12. 28				○園と保護者で面談。		
R3. 1. 4	○小学校にて、説明を受け特別支援学級を見学					
R3. 1. 23	○母親、市の婦人検診受診	○婦人検診				
R3. 1. 28				○コロナ感染急増に伴う登園自粛要請		
R3. 1. 29	○本件兄弟最終登園			○本件兄弟最終登園日 母親より、1/30は仕事が休みとなったため、家庭保育するとの連絡あり。		

年月日	家族の状況	宮古島市の関係機関における対応状況				
		保健センター	発達障がい児支援室	こども園	児童家庭課	教育委員会
R3.1.31	○本件兄弟在宅			○こども園内職員1名が新型コロナウイルスに感染・次男を含む職員及び園児15名(2歳児クラス)が濃厚接触者となる。		
R3.2.1	○本件兄弟在宅			○臨時休園(～2/4迄)		
R3.2.2	○次男濃厚接触者となり長男も在宅保育			○職員3名、園児15名(2歳児クラス・次男含む。)PCR検査実施		
R3.2.4	○本件兄弟在宅保育			○PCR検査全員陰性		
R3.2.5	○本件兄弟在宅 ○次男濃厚接触者として経過観察中のため、長男も一緒に在宅保育			○園再開 ○次男濃厚接触者として経過観察中のため、長男も一緒に在宅保育		
R3.2.7	○事件発生 ○事件発生時、父親は島外渡航に伴う健康観察のため不在。					

5 背景・要因

本事件に大きく影響したと考えられる要因や社会的背景は、以下の通りである。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の大規模流行に伴う沖縄県緊急事態宣言が発出されていた時期であった
 - ア 2020年（令和2年）から国内で新型コロナウイルス感染症が流行した。沖縄県では、同年1月20日から2月7日までの期間で、緊急事態宣言発出。宮古島市も同様に、2021年（令和3年）1月より、感染状況が深刻となり、同年1月28日、コロナ禍感染急増に伴う登園自粛要請通知が発出されていた。また、本件兄弟の保育園でコロナ感染者が発生し、2月1日～2月4日まで、休園措置が取られている。それに伴い、本件兄弟も、事件発生の日まで登園せず自宅保育となっており、社会的孤立の状況であった。
 - イ 母親は介護関連施設の職員であった。一般的に、当時の高齢者・介護施設職員は、クラスター発生予防対策のために、職員自身も感染しないよう非常に気を配らなければいけない時期であり、次男が濃厚接触者となった事も重なり、母親自身が「感染をするのでは」という不安や恐怖は大きかったことは容易に推測される。
- (2) 島外からの移住で、さらに父親が長期出張する機会が多く、母親が一人で子育てをしているいわゆる「ワンオペ育児」の状況であった。
- (3) 居住が陸上自衛隊駐屯地内宿舎という特殊な住居環境であった。
- (4) 本件兄弟に発達障害の特性があり、育てにくさがあった。

6 問題点・課題点

- (1) 移住者を多く受入れる地域の支援

島嶼県である本県離島の石垣市、宮古島市、久米島町及び与那国町等において自衛隊関連施設が整備されているところ。本件事案については、陸上自衛隊宮古島駐屯地内で発生した。

陸上自衛隊宮古島駐屯地は、平成31年に宮古警備隊の編成が完結¹当該駐屯地に勤務する自衛隊員とその家族が居住している。

離島である宮古島市内において、移住者は地域や身内との関わりが限られた環

¹ 防衛省陸上自衛隊宮古島駐屯地ホームページ「沿革」より

境下に置かれ、子育てにおける負担感の増幅や不安等の解消機会が得られにくい状況となっていた可能性が考えられ、これらを解消するための行政的な支援が、移住者等に行き届いていなかったことが課題の一つとしてあげられる。

(2) 一時的にひとり親世帯のような状況が継続する家庭に対する支援

本件事案は父親が自衛隊員であり、訓練等での出張により一定期間不在である中で発生した。自衛隊員に限らず、他の職業や就労形態、その他の事情等により、定期的または不定期に一定期間単親でこどもの面倒を見なければならないことのある世帯はほかにも多く生じていると考えられるが、そういった場合、ひとり親世帯への支援資源が活用できないものも多く、課題の一つと考えられる。

また、要保護世帯等すでに支援者が関わっている世帯以外の世帯に関しては、基本的に申請主義的な支援となっている中、このような困難な状況にありながらもなかなか援助希求に至らない家庭を、行政がどのように把握し、タイムリーに必要な支援につなげていけるのかが課題の一つとしてあげられる。

(3) パンデミック時の対応

本件事案発生当時、沖縄県緊急事態宣言が発令されており、外出自粛、営業時間短縮の要請、緊急事態宣言発令地域との不要不急の往來の自粛、県内離島との不要不急の往來自粛及びイベントの開催制限がなされており、宮古島市内においても、外出自粛がなされ、人との接触や会話を控えるよう要請がなされていた。

本件兄弟も、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響に伴い、本件事案発生当日一週間前から通園できていなかった。そのような状況の中、父親は、出張による島外渡航に伴う隔離措置をとっていたことから、自宅では母親と本件兄弟のみで数日間ほとんど外出できずに過ごしていたと推察され、これが母親の「病的な衝動性」を誘発した可能性は否定できない。

判決言渡し後の裁判長の説論においても「新型コロナの拡大の影響が弱い立場の方々に深刻な影響を与えていると感じている。」との語りかけがあったように、特に支援を要する家庭に対する、パンデミック時における相談体制の整備及び周知等が行き届いていなかったことが課題の一つとしてあげられる。

7 再発防止に向けた提言

(1) 社会全体への提言（虐待死ゼロを目指して）

日本では、「無理心中」「親子心中」ということばが存在するが、結局のところ、心中とは、自死と殺人にほかならず、こどもを巻き込む心中は、虐待死の最たるものとさえ言い得る。こどもは、一人の人権を持つ、一人の人間であり、養育者の所

有物ではない。こどもの将来を悲観したとしても、養育者に精神的障害があったとしても、それを理由にこどもの命を奪う事はあってはならない。心中による虐待死は、防ぎようがない、仕方がない、と終わらせてはいけない。こどもにとっては、心中による虐待死だろうが、心中以外の虐待死だろうが、関係ない。心中による虐待死も、同様に防ぐべきものなのである。

養育者にも心と身体の休息は必要であるが、自ら助けを求めることが困難な養育者は一定数存在することから、育児に疲れている様子の家庭を見かけたときは、ぜひ積極的に話を聞き、地域、職場、行政、かかりつけ医などへ繋げて頂きたい。

その小さな「気づき」が、心中による虐待死も含め、こどもの虐待死を防ぐ一歩となり得る。

(2) 宮古島市への提言（再発予防策の検討・実施）

宮古島市へのヒアリングの結果、事件発生後、周囲の母親たちの不安や保育園職員の不安を取り除くためのメンタルヘルスケアは実施されていたが、今後の再発防止対策を踏まえた本事例に関する振り返りはなされていなかった。

コロナ禍という特殊な状況でなければ、発生を防げたのか否か、宮古島市の陸上自衛隊や海上保安庁などの県外からの移住者が多い特殊な地理的状況を踏まえ、国と協働の上、再発防止を考える必要がある。

虐待ハイリスク家庭を早期に把握し、養育者のメンタルサポートや育児支援、こどもの発達支援、他機関との連携のあり方等について検討していくことが望まれる。

(3) 沖縄県および県内市町村への提言（ストレスケア，周囲のサポート強化，抑うつ状態の早期発見）

ア 地域における支援

子育てにおける負担感や不安を抱くことなく、養育者自身も自分ひとりではなく、社会全体で助け合いながら子育てをしているという認識を持てる社会を構築するために、関係機関が連携し、情報共有や役割分担の確認及び相談窓口案内の徹底等、県民が必要な情報に容易にアクセスし、必要な支援を享受できる仕組みを検討すること。

イ 一時的にひとり親世帯のような状況が継続する家庭に対する支援

本件事案について言えることは、これまでぎりぎりのところで踏ん張ってきた世帯が、もう一つ別の要因が重なったために限度を越えてしまったということであり、その家庭にとってどこでそのラインがくるのかは予想困難な部分もある。

行政としてできることは家庭の状況の変化に際し、基本的な虐待リスクを常に念頭に置いて見ていくことである。その意識は昨今の児童虐待問題の普及啓発により一定程度高まっていると考えるが、一時的にひとり親世帯のようになっている状況についても意識的にアンテナを張っておく必要がある。今回の事案のような困難を抱える世帯を、どのように行政が覚知し拾い上げていくか、そのための関係機関の連携のあり方など、その手立てを検討していくこと。

ウ 要保護児童対策地域協議会の活用

要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）は、地域の子どもや家庭に関する情報の共有及び支援に関する連携を図ることにより、要保護児童等の早期発見及び支援に資するものである。そのため、沖縄県においては県内市町村における要対協の積極的な活用を促し、県内市町村においては要対協の機能が最大限活用されるよう、その調整を引き続き実施することが望まれる。

エ 子育て短期支援事業の充実、周知の徹底

子育て短期支援事業には、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等事業（トワイライトステイ）があり、養育者の精神疾患の有無に関わらず、子どもに対しても親に対しても支援となりうる事業である。また、育児疲れなど、保護者が何らかの事情で一時的に児童を養育することが困難になったときに、保護者に代わって一時的に子どもを預かって養育する事業である。さらに、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合にも利用できるため、虐待発生予防に大きく貢献できると考えられる。虐待発生予防の観点で、利用できる事業を充実させるのみではなく、養育者や児童が自発的に利用を検討できるよう事業の周知徹底を図ること。

オ パンデミック時の対応

本件事案発生時、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴い地域交流は制限され、さらに本件兄弟はこども園に通園できず在宅保育となっていた。また、沖縄県緊急事態宣言が発令されており、不要不急の外出自粛の要請もあり、相談機関に足を運ぶことも容易でなかったと考えられる。

さらに、これは裁判の中で分かったことであるが母親には自閉症スペクトラムの特性があり、本件兄弟にも発達障害の特性が見られ、子育てに相当な負担感があったと考えられる。

そのような状況の中、子育てに困難を抱えている親が、電話やSNS及びオ

ンライン面談等、あらゆる手段を活用して、平時と同等に気軽に相談ができる体制のあり方について検討していくことが望まれる。

感染症蔓延で行動制限がかかるという特殊な状況の中において、本件事案のようなことが起こってしまったということを記憶にとどめ、今後同様な状況下に社会が置かれた時のために教訓としていくべきと考える。

(4) 国への提言（陸上自衛隊の家族支援の強化について）

陸上自衛隊の隊員及びその家族への支援は、「平素からの家族支援」、「国際平和化協力活動に伴う家族支援」、「大規模災害等に伴う家族支援」の3つの柱で構成され、実施されているところである。しかしながら、沖縄県内に訓練地がないという特性上、沖縄県内に配属される陸上自衛隊は、訓練のために九州に派遣されるため、せっかく家族で帯同移住を行っても、結局、配偶者が長期にわたり不在となる事が多い現状がある。身寄りのない土地への移住だけでも家族には精神的ストレスがかかるが、さらに配偶者が長期不在となると、精神衛生上好ましくないことは明らかである。積極的に、地域行政の子育て支援担当部署と連携し、家族が孤立しないよう、家族のメンタルヘルス支援のあり方について施策することを要請する。

【資 料】

1 沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会開催経過

- (1) 令和4年6月9日（木）
第1回会議
 - ・作業の進め方
 - ・事件の報告、経過説明

- (2) 令和4年8月23日（火）
第2回会議
 - ・宮古島市ヒアリング
 - ・問題点・課題の整理

- (3) 令和5年2月16日（木）
第3回会議
 - ・陸上自衛隊ヒアリング
 - ・問題点・課題の整理

- (4) 令和5年6月19日（月）
第4回会議
 - ・問題点・課題点整理

- (5) 令和6年3月28日（木）
第5回会議
 - ・検討報告書取り纏め

2 沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	区分	現職名
(部会長) 渡邊 浩樹	学識経験者	いずみ病院 医師
安藤 美恵	学識経験者	沖縄協同病院 医師
須藤 竜	学識経験者	美さと児童園 児童指導員
當眞 郁子	社会福祉事業 従事者	那覇市母子生活支援センターさくら 施設長
松本 啓太	学識経験者	沖縄合同法律事務所 弁護士

